

こどもの権利に関する条例（仮称） 骨子素案（たたき台）

令和 6 年 1 1 月

富山県厚生部こども家庭室こども政策課

第1回有識者会議（R6.10.21開催）における主な意見等について

条例の構成（案）	主なご意見	こどもの権利に関する条例（仮称）骨子素案（たたき台）
1 前文	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが安心して失敗できたり、安心して負の経験をしたりしても温かく見守ってもらえる社会が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会全体がこどもの権利を尊重・擁護し、未来を担うこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。」と明記
2 目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが幸せに生きている富山県を作るためには、こどもの権利が認められ、保障されなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「全てのこどもが権利を保障されながら、幸せに暮らし、健やかに成長できる社会を実現する。」と明記
3 定義	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども基本法に基づき、「こどもとは、心身の発達の過程にある者」と明記
4 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもはだんだん人間になっていくのではなく、すでに人間なんだということを基本に置く。 ・ 適切な養護のもとで、こどもの意向を尊重することが大事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「全てのこどもについて、ひとりの人間としての権利」があることを明記 ・ 全てのこどもについて、適切に養育されること、生活を保障されることなど、福祉に係る権利が等しく保障されること」を明記 ・ 「年齢や発達の程度に応じて、こどもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること」を明記

第1回有識者会議（R6.10.21開催）における主な意見等について

条例の構成（案）	委員ご意見	条例骨子素案への反映
<p>5 こどもの大切な権利</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが権利の主体であることが重要 ・ こども自身が考えて判断することが必要で、大人が勝手に決めることがないということを共有する条例にしてほしい。 ・ こどもにいろんな選択肢を教えたり、こどもが情報を集められる機会が必要 ・ こどもの権利をこども自身が学ぶことが大切 ・ 不登校は問題行動ではなく、不登校に対する問題意識は以前とは変わってきているので、そこも踏まえた考え方を持ってもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「全てのこどもは権利の主体」と明記 ・ 「自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利」を有すると明記 ・ 「自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利」を有すると明記 ・ 「命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される権利」を有すると明記 ・ 「暴力をふるわれたり不当な扱いを受けたりすることがない権利」及び「休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利」を有すると明記
<p>6 責務・役割等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者等や保護者の役割を規定するうえで、安心して学び育つ環境づくりの観点が大切。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校関係者等の役割として、「こどもの安全を確保するとともに、こどもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努めること」を明記
<p>7 こどもの支援の基本となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利はこどもには難しいので、分かりやすく伝えてほしい。 ・ こどもが必要な時に必要なだけ役に立つ条例になってほしい。 ・ 声を聞かれにくいこどもの声を大人がどう拾っていくかが大事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「広報活動を通じてこどもを含めた県民に周知」を明記 ・ 「社会的養護下にあるこどもをはじめとした、様々な状況下にあるこども等の多様な意見を聴取し、その聴取した意見に応答するために必要な措置を講ずる。」と明記

こどもの権利に関する条例骨子素案（たたき台）

前 文

- こどもの権利は、こどもが健やかに幸せな状態で成長していくために欠くことができない大切なもの
- 日本は、こどもの権利に関する条約を結び、こどもが一切の差別を受けることなく、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、こどもにとって大切な権利を保障

●近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域の関わりの希薄化などが、こどもの様々な影響を与えるなか、いじめや虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、こどもを取り巻く状況は厳しさを増している。

- 相談できずに悩んでいるこどもの負担感や孤立感を社会全体で解消し、子どもの権利が守られる環境づくりが不可欠
- こども当事者の視点を尊重し、こどもが安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見をこどもの支援のための施策に反映させることが重要

- 県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携して、あらゆるこどもの支援のための施策に取り組み、社会全体でこどもの成長を見守り、支えなければならない。
- 社会全体がこどもの権利を尊重・擁護し、未来を担うこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す。

第1章 総 則

【目的】

- こどもの健やかな成長を支援し、こどもの権利を保障するための基本理念を定め、県の責務、保護者、学校関係者等、事業者、民間団体、県民の役割を明らかにするとともに、こども支援の基本となる事項を定めることにより、こども施策を総合的に推進し、全てのこどもが幸せに暮らし、健やかに成長できる社会を実現する。

【定義】

- 「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいい、こどもの支援の対象となるこどもの範囲は、支援ごとに定めるものとする。
- 「こどもの支援」とは、①こどもの健やかな成長に対する支援②こどもの健やかな成長を支える者への支援をいう。
- 「学校関係者等」とは、①学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者 ②①のほか、こどもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者をいう。

【基本理念】

- 全ての子どもについて、一人の人間として権利があり、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないことができるようにするなど、子どもの有する権利を尊重し、擁護すること
- 全ての子どもについて、適切に養育されること、生活を保障されることなど、福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全ての子どもについて、年齢や発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保すること
- 全ての子どもについて、年齢や発達に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること
- 子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること

【子どもの大切な権利】

全ての子どもは、権利の主体として次の権利を有する。

- 子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されない権利
- 命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される権利
- 自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利
- 自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利
- 暴力をふるわれたり不当な扱いを受けたりすることがない権利
- 休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利
- その他児童の権利に関する条約に定める権利

【責務・役割等】

- 県は、地域における主体的かつ自主的な子どもの支援のための取組を尊重しつつ、子どもの支援のための施策を策定し、及び実施する。
- 県は、子どもの支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子どもの支援のための施策に協力する。
- 保護者は、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けられるようにするとともに、心身の健やかな成長を図るように努める。
- 学校関係者等は、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保するとともに、子どもが安心して学び、及び育つことができる環境づくりを行うよう努める。
- 事業者は、その雇用する労働者が、その子どもに接する時間を十分に確保し、職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努める。
- 子どもの支援を行う民間団体は、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりなどを通じて、子どもの健やかな成長を支えるように努める。
- 県民は、子どもの支援のための施策について関心及び理解を深め、子どもが安全に安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努める。

第2章 こどもの支援の基本となる事項

1 こどもの権利の尊重・擁護、条例の趣旨・内容の子どもを含めた県民への周知

- 県は、こどもの権利を尊重し、擁護するため、条例の趣旨及び内容について、広報活動を通じて子どもを含めた県民に周知を図り、理解を得るよう努める。

2 相談体制の充実

- 県は、いじめや虐待、貧困、家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもなどに関する相談を行うことができる体制の充実を図り、これらの問題の解決に取り組むとともに、相談者が安心して相談できるよう必要な措置を講じる。

3 子どもからの幅広い意見の施策への反映

- 県は、こどもの支援を計画的に実施するための計画又はこどもの支援のための施策を策定し、実施するに当たっては、子ども又は保護者その他の関係者（以下「子ども等」という。）の幅広い意見を反映させるため、子ども等からの意見の聴取その他の必要な措置を講ずる。
- 意見の聴取に当たっては、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況下にある子ども等の多様な意見を聴取し、その聴取した意見に応答するために必要な措置を講ずる。

4 こどもの視点に立った情報提供

- 県は、こどもの意見の表明や社会への参加の促進を図るため、こどもの支援のための施策について、子どもが理解を深められるよう、こどもの視点に立った分かりやすい情報提供に努める。

5 社会全体で子どもを支える取組みの推進

- 県は、社会全体で子どもを支える取組を後押しするための機運の醸成を図るための措置を講じる。

6 地域で子どもを支える環境づくり

- 県は、子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な学びや遊び、体験活動等の機会に接することができる居場所づくりの促進を図るための必要な施策を講じる。